

健康保険法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令案について（概要）

厚生労働省保険局医療課

1. 改正の趣旨

- 令和3年11月に政府に設置された「デジタル臨時行政調査会」において、社会全体のデジタル化を推進するため、現行の法令上の規制事項に関するデジタル化の検討が進められており、具体的には、目視、定期検査・点検、実地監査、常駐・専任、書面掲示、対面講習、往訪閲覧・縦覧といった類型のデジタル活用を促す見直しを行っていく方向が示され、政府の規制のうち該当条項は全て一定の見直しを行うこととされている。この中で、書面掲示に関する規制条項については、インターネットでの閲覧等を可能な状態にすることを求められている。
- これを踏まえ、指定訪問看護事業者における訪問看護ステーションである旨の掲示及び地方厚生局等における保険医療機関及び保険薬局の指定等並びに保険医及び保険薬剤師の登録等に係る掲示について、ウェブサイトでの掲載が行われるよう改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の一部改正

健康保険法施行規則第75条の規定により、指定訪問看護事業者は、訪問看護ステーションである旨を訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示しなければならないとされているところ、原則として、その旨をウェブサイトにも掲載しなければならないこととする。

(2) 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和15年厚生省令第5号）の一部改正

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第5条及び第21条の規定により、地方厚生局又は地方厚生支局は、保険医療機関及び保険薬局の指定等並びに保険医及び保険薬剤師の登録等を掲示場での掲示により公示するとされているところ、その旨をウェブサイトにも掲載しなければならないこととする。

3. 根拠条項

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第89条第1項
- ・保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和32年政令第87号）第1条及び第6条

4. 適用日等

- 公 布 日：令和6年3月（予定）
- 施行期日：令和6年6月1日